

平成十八年二月二十一日受領  
答 弁 第 六 三 号

内閣衆質一六四第六三号

平成十八年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成十七年初め、元外務大臣（当時衆議院議員）から外務省欧州局長に対し、電話により、全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡（以下「本件連絡」という。）があつた。国会議員及び元国会議員からの連絡に関し記録するかどうかについては、個別具体的な連絡の内容によるので、一概にお答えすることは困難であるが、本件連絡に関する記録は作成されていない。

四から七までについて

全国小売酒販組合中央会関係者から英国の法律事務所及び監査法人（以下「法律事務所等」という。）に関する情報提供の依頼を受けて、外務省欧州局西欧課は、在英国日本国大使館に対し、電話により、法律事務所等に関し英国内で公に入手可能な情報について照会した上で、インターネットによる情報収集を行い、その結果を関秀雄氏にファックスにより提供するとともに、これを保管した。これらの事務処理は、欧州局長及び欧州局西欧課長の了承の下に行われた。

八について

報道機関からの照会には主として欧州局西欧課が対応したが、個別の照会についての記録はない。

九について

平成十七年十二月六日付けで対外応答要領を作成した。

十について

外務省としては、外部からの情報提供の依頼に対し、可能な範囲内で対応したものである。